

## 5 受講者の範囲

原則として、3の表の対象者欄に掲げる者とするが、定員の範囲内で、その他の者の受講も認めることがある。

## 6 受講手続等

- (1) 受講希望者は、教育事務所で交付する教育職員免許法認定講習受講申込書に必要事項を記入の上、平成14年6月19日(水)までに所管の教育事務所長に提出すること。
- (2) 受講希望者が定員を上回った場合は、申込順により受講者を決定する。また、定員を下回った場合は、開講しないことがある。各開講科目とも、7月上旬に通知する。
- (3) 受講決定通知を受けた時は、受講料(1単位の講習課程ごとに600円)を長野県収入証紙により(教育職員免許法認定講習受講書にはって、消印はしないこと。)納付すること。

## 7 その他

- (1) 講義時間の5分の4以上の出席がなければ、単位の認定はしない。
- (2) 講師の用意した印刷物等については、講師が実費を徴収することがある。
- (3) 各講座とも筆記用具は必ず持参すること。
- (4) 指定された参考書は、当日配布以外は各自で用意し持参すること。

教学指導課

正 誤

平成14年 5月23日付け公告中

|     |   |       |       |
|-----|---|-------|-------|
| ページ | 行 | 誤     | 正     |
| 740 | 2 | 小子高齢化 | 少子高齢化 |